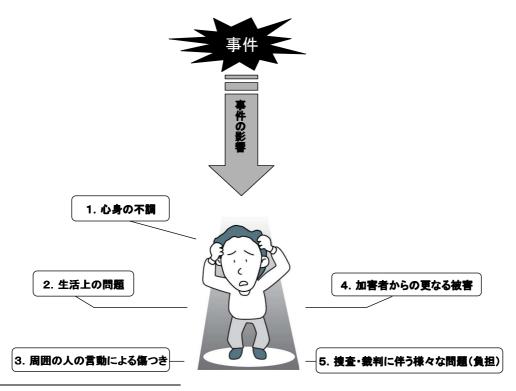
# 第1. 犯罪被害者等の抱える様々な問題

1

- 1 犯罪被害者等の置かれた状況
- (1)直接的被害

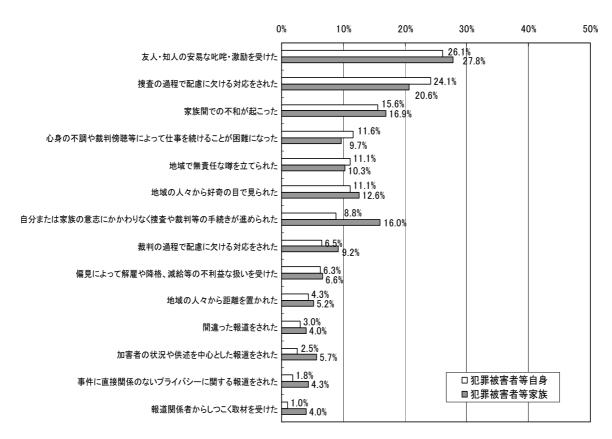
### (2)事件後に直面する状況



<sup>\*</sup> 事件を目撃するなどした人も、同様に様々な困難を抱えることがあり、適切に支援をしていく必要があります。

## 2 具体的に困難な状況

(事件後の以下の体験で「あてはまる」「ややあてはまる」と回答した者の割合)



平成20年「犯罪被害者等に関する国民意識調査」(内閣府)を基に作成

#### (1)心身の不調 注

### [ 直後 ]

- ▶ 信じられない、現実として受け止められない気持ちがする
- ▶ 感情や感覚が麻痺してしまうために恐怖や痛みをあまり感じない
- ▶ 頭の中が真っ白になる、何も考えられない、ぼうっとする
- ▶ 周りのことが目に入らない、注意集中できない
- ▶ 自分が自分でないような気持ちがする
- ▶ 現実感がない、夢の中のような感じがする
- ▶ 事件の時のことがよく思い出せない
- ▶ 様々な気持ち(恐怖、怒り、不安、自分を責める気持ち)がわいてくる
- ▶ 自分が弱い、何も対処できないという気持ちが強くなる
- ▶ 気持ちが落ち込んだり、沈み込んだりしてしまう
- ▶ 体の反応がある

(どきどきする、冷や汗をかく、手足に力が入らない、手足が冷たい、過呼吸になる)

\*

#### [中長期]

#### <精神的な不調の例>

- ▶ 気持ちがひどく動揺し、混乱していると感じる
- ▶ 気持ちや感覚が自分から切り離されたような状態になる
- ▶ 事件に関することが頭の中によみがえってくる
- ▶ 神経が興奮して落ち着かない

### <身体的な不調の例>

- ▶ 眠れない
- ▶ 頭痛やめまい、頭が重い
- ▶ 吐き気、嘔吐、胃がむかむかする、食欲がない、下痢をする、便秘になる
- ▶ 身体がだるい、疲れやすい、微熱がでる
- ▶ お腹や身体のその他の部分が痛い
- ▶ 生理がない、月経周期の異常、月経痛がある

### 【 子ども 】

- 突然不安になり興奮する
- ▶ なんとなくいつもびくびくする

注 犯罪被害者のメンタルヘルス情報ページ(http://www.ncnp.go.jp/nimh/seijin/www/index.html)参照。

- ▶ 頭痛、腹痛、吐き気、めまい、息苦しさ、頻尿等を訴える(身体の病気でなくても起きます。)
- ➤ 著しい赤ちゃん返りがある、夜尿・指しゃぶりが始まる
- ▶ 表情の動きが少なく、ぼうっとしている
- ▶ 集中力がなくなる、上手にしゃべれない
- ➤ 家族や友達と関わりたがらない、遊ばなくなる
- ▶ 親への反抗、不登校、非行(性非行を含む)が始まる など
- ※ このような反応は、時間とともに軽くなっていく場合もありますが、日常生活に支 障をきたしている場合は、医療機関等に相談することを勧めることも重要です (P.50 ほか参照)。

#### コラム 一犯罪被害者等に現れることが多い精神疾患—

被害後、一時的な精神反応にとどまらず、下記のような疾患をきたす場合があります。 PTSD

再体験症状(フラッシュバック、悪夢など)や、回避・麻痺症状(事件に関連することを避ける、感情が感じられないなど)、覚醒亢進症状(眠れない、些細なことに過剰に驚くなど)が続く状態となります。

#### うつ病

気分がひどく落ち込んだり、何事にも興味を持てなくなり苦痛を感じます。疲れやすくなり、食欲がなくなったり、眠れなくなるなど、日常の生活に支障が現れます。

#### パニック障害

突然動悸が激しくなり、息苦しくなります。めまいや冷や汗、手足に震えがきて心臓発作を起こしたかのように思い、死ぬのではないかという恐怖に襲われます。このような発作がいつ起こるのかと不安で外出することが困難になったりします。

### (2)生活上の問題

1

<sup>▶</sup> 自宅が事件現場になり、再被害の恐れが強い(特に犯人が逮捕されていない場合)

<sup>▶</sup> 近隣のうわさなどによる耐え難い精神的な苦痛がある

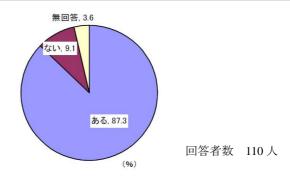
<sup>▶</sup> 同居する家族から暴力等の被害を受け、安全な場所に避難する必要がある

<sup>▶</sup> 放火により、自宅に居住できなくなる

<sup>▶</sup> 自宅が事件現場になったため、捜査上の要請などにより一時的に自宅を使用できなくなる

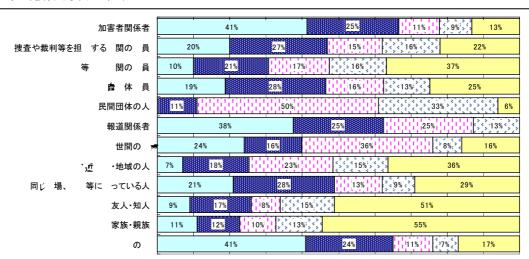
## (3)周囲の人の言動による傷つき

2 これまで、犯罪被害に関しては医療保険が利用できないとの誤解もありましたが、法律上、医療機関が保険診療を拒否することはできません。もしそのような事例があれば、地方厚生(支)局に報告してください。 また、犯罪被害等により収入が途絶え、国民健康保険料(税)の支払いが難しい場合は、住居地の市町村に相談してください。 今までに、周囲の人から二次的被害(事件に関連したことで傷つけられるような出来事)を受けたことがありますか?



「平成 18 年度被害者支援調査研究事業―犯罪被害者遺族へのアンケート調査結果からー」 (社団法人被害者支援都民センター) より

### 二次的被害を受けた相手は?



□多かった 圓少しあった □ どちらともいえない □ ほとんどなかった □ なかった

「平成21年度犯罪被害類型別継続調査」(内閣府)を基に作成

## (4)加害者からの更なる被害

### (5)捜査、裁判に伴う様々な問題(負担)

### 参考 -被害に遭われた方の手記-

犯罪被害者等の置かれた状況をよりよく知るためには、被害に遭われた方のお話を聞いたり、手記を読んだりすることが重要です。手記集は、様々な機関・団体で作成されていますが、ここでは、内閣府犯罪被害者等施策推進室ホームページ(http://www8.cao.go.jp/hanzai/index.html)に掲載されている手記を紹介します。

- ・「被害当事者の手記」
- ・「犯罪被害者白書」コラム
- ·「犯罪被害類型別継続調查 調査結果報告書」
- 「私たちにできること」

# 参考捜査、裁判の流れ

### 1 一般的な刑事手続の流れ

※加害者が少年(20歳未満)の場合には、手続などに違いがあります。

#### 2 捜査

3

#### 3 起訴

4

※起訴処分には、公開の法廷で裁判を開くことを請求する「公判請求」、書面審理だけの裁判を請求する「略式命令請求」などがあります。

#### 4 裁判

※一定の犯罪については、犯罪被害者等は刑事裁判へ参加し、証人への尋問や被告人への質問などができる場合があります(被害者参加制度: P.85、87、93 参照)。

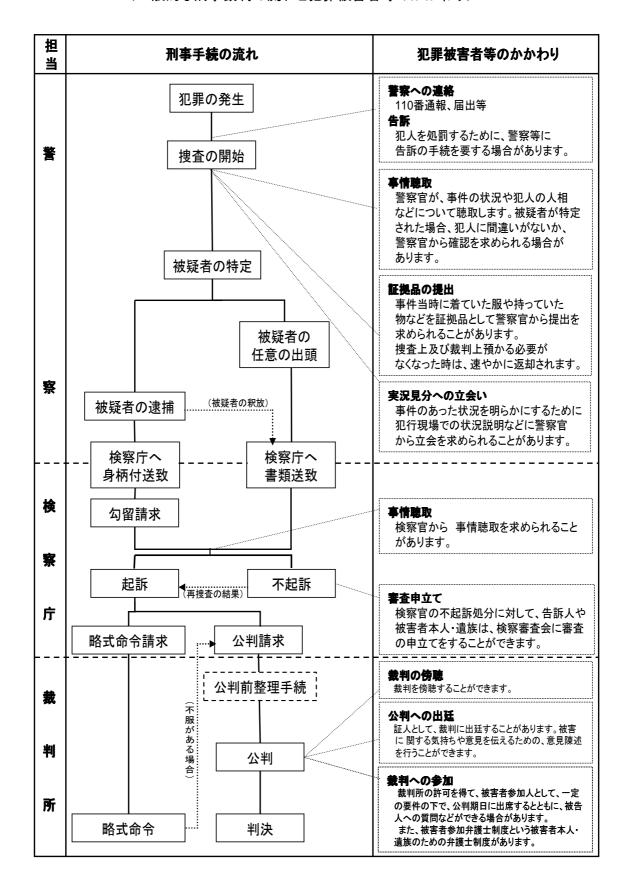
## 5 刑事手続と民事手続

(損害賠償命令制度: P.87 参照)。

<sup>3</sup> 被疑者の身柄を拘束せずに捜査が行われる場合もあります。また逮捕された場合でも、場合によっては、検察庁に送られる前に被疑者が釈放されることもあります。なお、検察官等が被疑者を逮捕する場合もあります。

<sup>4</sup> 逮捕され、引き続き勾留されたとしても必ず起訴されるわけではなく、不起訴になることもあります。不起訴になれば、被疑者は釈放されます。

#### <一般的な刑事裁判の流れと犯罪被害者等のかかわり>



### <少年の審判手続及び刑事手続の流れと犯罪被害者等のかかわり>

